

群馬県理学療法士協会災害活動規約

(適用範囲)

第1条 本規約は群馬県又は近隣県が被災地となった時に適応する。他都道府県が被災地となった場合は、公益社団法人日本理学療法士協会の災害支援をサポートする。

第2条 災害対策の役割分担は以下のとおりとする。

会長：災害本部の立ち上げ、行政関係機関との連携

副会長：会長の補佐

事務局：緊急連絡網の作成、会員の安否確認

各ブロック局：ブロック毎の被災情報収集及び報告

公益事業推進部：災害ボランティア要員の募集登録と配置

活動マニュアルの作成

(活動内容)

第3条 群馬県理学療法士協会の活動

県協会会員及び会員施設の安否を確認する事

災害支援活動として協会会員のボランティア活動が円滑に行えるよう関係機関との調整に当たる事

第4条 協会理学療法士としての主な活動内容は以下の通りである。

被災地の医療機関等における理学療法

後方医療機関における理学療法

避難所における被災者の健康維持のための運動指導等

2. 理学療法士としての専門性の発揮できる活動内容は以下の通りである。

深部静脈血栓症の予防のためのパンフレット配布と運動指導

住環境整備に関する助言・動作指導（寝返り起き上がり、立ち上がり、歩行等）その他

(活動方法)

第5条 群馬県理学療法士協会は災害発生により災害対策本部を設置

県協会会員及び会員施設の安否を確認する

必要に応じ災害支援ボランティアの招集を行う

第6条 災害支援ボランティアは、ボランティア活動保険に加入する。

第7条 災害支援ボランティアの活動場所については、県協会災害対策本部が窓口になり関係機関と調整し配置を調整する。活動内容については現地責任者と決定する

(活動費用)

第8条 活動費用は、災害の規模により本会予算の捻出を検討し、必要があれば、事業の中断を考慮して充てる。

第9条 交通費・食事費・宿泊費は、原則自己負担とする。

関連参考資料

日本理学療法士協会災害時支援マニュアル

大規模災害リハビリテーション対応マニュアル